

## ◆◆◆毒物劇物取扱責任者設置届(販売業・業務上取扱者)について◆◆◆

- ◎ 毒物劇物の販売者および法第22条第1項に規定する事業者（業務上取扱者）は、営業所又は店舗ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置く必要があります。（毒物及び劇物取締法第7条）
- ◎ 提出部数：1部（写しを取って控えを保管してください。）
- ◎ 申請書の提出先：枚方市保健所 保健医療課 薬事担当  
〒573-1197 枚方市禁野本町 2-13-13  
（令和7年7月7日に上記所在地へ移転しました）  
電話(072)-807-7623

### 1. 毒物劇物取扱責任者設置届に必要な書類

- ① 毒物劇物取扱責任者設置届（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第8号様式）
- ② 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
- ③ 毒物劇物取扱責任者の診断書（発行後3ヶ月以内）
- ④ 毒物劇物取扱責任者の誓約書
- ⑤ 使用関係証明書又は雇用契約書の写し

### 2. 毒物劇物取扱責任者設置届の記載上の留意点

- （1）業務の種別欄には、毒物劇物の一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記入すること。また、業務上取扱者にあつては、施行令第41条第1号（電気めっきを行う事業）、第2号（金属熱処理を行う事業）、第3号（毒物又は劇物の運送の事業）、第4号（しろありの防除を行う事業）の別を記入すること。
- （2）登録番号及び登録年月日は、登録申請と同時に提出する場合には記入しないこと。
- （3）毒物劇物取扱責任者の住所は、現住所を記入すること。
- （4）毒物劇物取扱責任者の資格欄には、次の区分により「法第8条第1項第○号」と記載すること。また、（ ）内には、薬剤師、応用化学等の卒業者、一般／農業用品目／特定品目毒物劇物取扱者試験合格者の別を記載すること。
  - ① 法第8条第1項第1号……………薬剤師
  - ② 法第8条第1項第2号……………応用化学等の卒業者
  - ③ 法第8条第1項第3号……………知事が行う試験の合格者
- （5）法第8条第2項第4号に該当する事実がないときには「無」を○で囲むこと。
- （6）申請年月日は提出年月日を記入すること。
- （7）申請者は毒物劇物営業者とし、住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記事項証明書に記載された本店の所在地を記入すること。
- （8）申請者の氏名は、申請者が法人である場合、登記された法人名及び代表者職・氏名を記載すること。

### 3. その他の添付書類の留意点

#### (1) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

(ア) 法第8条第1項第1号……………薬剤師免許証の写し(原本持参)

(イ) 法第8条第1項第2号……………次の区分による卒業証明書、卒業証書の写し(原本持参)又は単位修得証明書(単位習得及び卒業が確認できるもの)

- a) 大学の薬学部、理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科(化学専攻のものに限る。)、生物化学科等、農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等、工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等の課程を修了した者

→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)

- b) 上記 a) 以外で化学に関する授業科目の単位数が、必修科目・選択科目等を合わせて 28 単位以上修得している又は必修科目の単位中 50%以上である学科

化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

ただし、「化学」の文字が入っていない科目名であっても、講義内容等から総じて化学に関する科目と認められる場合には、単位数に算入して差し支えないこと。また、名称のみでは判断できない場合は、シラバスやカリキュラムにより授業内容を確認すること。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学等有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等

→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)及び単位修得証明書

- c) 高等専門学校において工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者  
ただし、学科名により判断できない場合には、上記 b) を準用し、化学に関する科目を 28 単位以上修得していること。

→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)及び単位修得証明書

- d) 専門課程を置く専修学校(専門学校)において応用化学に関する学課を修了した者については、25 単位以上の化学に関する科目を修得していること。化学に関する科目については上記 b) を準用する。

→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)及び単位修得証明書

- e) 高等学校において応用化学に関する学課を修了した者については、25 単位以上の化学に関する科目を修得していること。化学に関する科目については上記 b) を準用する。

→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)及び単位修得証明書

- f) 大学院で応用化学に関する研究科を修了した者

応用化学に関する研究科への該当性の判断においては上記 a)、b) を準用する。なお、上記 b) を準用する場合、大学と大学院の単位数を合算して差し支えないこと。

→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)及び単位修得証明書

(ウ) 法第8条第1項第3号……………合格証の写し（原本持参）

※上記（イ）b）からf）に該当する場合、単位修得証明書にて卒業学科や卒業年月日等が確認できる場合は卒業証明書又は卒業証書の写しは添付不要です。

## （2）診断書

（ア）「精神機能の障害に明らかに該当がない」「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でない」ことが診断されていること。

（イ）発行後3ヶ月以内のものであること。

（ウ）診断した者には必ず「医師」の肩書きがあること。

## （3）毒物劇物取扱責任者の誓約書

毒物劇物取扱責任者が第8条第2項第4号に該当しない旨の誓約書。

（枚方市の「毒物劇物取扱責任者設置届」の様式を使用する場合は省略可。）

## （4）毒物劇物取扱責任者の使用関係証明書又は雇用契約書の写し

（ア）使用関係証明書等には次に掲げる項目が記載されていること。

①勤務時間 ②休日 ③記載の店舗専任の毒物劇物取扱責任者として業務を行う旨

（イ）雇用主及び責任者両名の記載がされていること。

なお、雇用主が法人にあっては、法人の名称及び代表者名を記入すること。

また、毒物劇物取扱責任者が代表取締役であるとき、使用関係証書を添付する代わりに、下記のように備考欄に記載すること。

「毒物劇物取扱責任者は代表取締役と同一人であることから、使用関係証書を省略する。

1. 勤務時間……………

2. 休日……………

3. 記載の店舗専任の毒物劇物取扱責任者として業務を行います。」